

パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

平成30年11月12日（月）～12月11日（火）

2 情報の周知・素案の閲覧

- ・市報(平成30年11月1日号)
- ・市のホームページ
- ・情報コーナー（田無庁舎、保谷庁舎）、男女平等推進センターパリテ
- ・市民説明会（11月17日（土）田無分庁舎イング市民会議室、11月28日（水）住吉会館）

3 意見提出方法

(1) 直接持参 (2) 郵送 (3) ファクシミリ (3) 市ホームページ（パブリックコメント上で直接受付）

4 対象

市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人、または団体

5 意見

9件（詳細は以下のとおり）

No.	分類	意見概要
1	性的マイノリティ	P.29 「性的マイノリティへの支援について取り組む」としているが、支援についてどちらの方向へ向かって何をどんな風に取り組んでいこうとお考えなのでしょうか。はっきりと道を示してください。
2	性的マイノリティ	P.29 「偏見や差別を解消するために性的マイノリティへの理解を促進する」としているが、なぜ差別をされなければならなかったのかを理解したうえで何を促進されるのか、具体的な例をこの5年間でどれだけ進めていくのか、しっかりと報告して頂きたい。
3	性的マイノリティ	P.29 「多様な性のあり方を認め合う意識の育成に努める」としているが、意識の育成とはどのような形で育成していくつもりですか？第3次から発足してこの5年間でいったい何が変わったのか？

No.	分類	意見概要
4	教育・学習	<p>P. 33-37 I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進 正確な性の理解と性を尊重する性教育の項を入れていただきたい。 理由：「I-5 性と生殖に関する健康支援」で触れられているように、10代の出産例が微増しています。10代での妊娠は途中で学業を諦めねばならないことがあり、またやむを得ない中絶によって心に深い傷を負ってしまう場合が多いと思われます。 更に、性感染症も増えてきています。正確な性教育の必要性は増していると思います。</p>
5	DV対策	<p>P. 38 のリード文中「庁内でDV 被害者や加害者への適切な対応ができるよう体制を整備」加害者への適切な対応・・・一歩踏み込んだ施策に興味をもって読み進めたが、加害者への対応とは何を指しているのか。見受けられなかった。具体策があったら書いてほしい。</p>
6	庁内推進体制、条例	<p>P. 75 の推進体制の強化について、計画の成功の要は<推進を強化する>ことと書かれたこのページの意味は大きい。 なかでも、★市役所が率先して男女平等参画のモデルを示します……は大いに期待したい。そしてその意気込みを条例作成に進めていただけたらと願います。</p>
7	庁内連携	<p>P. 79 IV-1 庁内推進体制の充実（1）庁内推進体制の充実・強化 内容の項に関係部署の連絡・連携を密にすることを加えていただきたい。 理由：男女平等推進事業は関係部署の意識の啓発と連携した取り組みが必要と思います。協働コミュニティ課男女平等推進係のみの事業ではないので、関係部署の連絡・連携を密にすることをに入れて頂きたいと思います。</p>
8	条例	<p>p. 79 IV-1 庁内推進体制の充実（2）男女平等推進条例設置の検討 条例設置について検討ではなく、条例設置の必要性和前向きな取り組みを提起していただきたい。 理由：「市民の意向を尊重しながら、引き続き検討します。」と述べられていますが、P. 77 に記されているように、「あった方が良い」が63.6%と増えており、「ない方が良い」の7.1%との差は歴然です。市民の意向に従って前向きなアクションが必要と思います。</p>
9	その他	<p>市の政策立案への共同参画ですが、そもそも、市の政策立案をする以前に市民の意見を聞き政策を立てる事がなければ始まりません。 コンサル任せにせず、時間がかかっても、市民・議員・行政・専門家が、一同に会し、学習をし、討論を通して政策を考えて頂きたいと思います。</p>